

# 中国の印紙税法

Issue 14, October 2022

## In brief

中国では、「中華人民共和国印紙税法」(以下、印紙税法)が2022年7月1日に従来の印紙税暫定条例(以下、暫定条例)に取って代わり施行されました。印紙税法は、暫定条例の枠組みを全体的に維持しつつ、一部課税証憑の分類と税率を簡略化し、中国国外において締結され国内で使用する課税証憑の取扱いや中国国外企業の印紙税納付方法などを明確化しました。

本ニュースレターでは、印紙税法の概要について解説します。

## In detail

### 1. 印紙税法の主な内容

1. 課税対象	中国国内における各種課税証憑(*1)および証券取引	
2. 適用税率 (契約者双方それぞれ)	・ 貸貸契約、保管契約、倉庫契約、財産保険契約、証券取引(*2)	0.1%
	・ 土地使用権譲渡文書、土地使用権・建物などの建築物と構築物所有権譲渡文書、持分譲渡文書	0.05%
	・ 売買契約、請負契約、建設工事契約、運送契約、技術契約、商標専用権・著作権・特許権・専有技術使用権譲渡文書	0.03%
	・ 営業帳簿	0.025%
	・ 借入契約、ファイナンスリース契約	0.005%
3. 課税標準	① 契約金額または所有権譲渡金額(增值税を除く) ② 営業帳簿記載の払込資本金・資本剰余金の合計金額 ③ 証券取引金額	
4. 申告納税	① 四半期または年度終了後15日以内に申告納税 ② 納税義務発生日(*3)より15日以内に申告納税	

出所:「中華人民共和国印紙税法」

\*1 印紙税法の税率表に列挙されている各種契約、所有権譲渡文書および営業帳簿を指します。

\*2 証券取引の譲渡人に対してのみ印紙税を徴収しますが、譲受人に対しては徴収しません。

\*3 納税者が課税証憑を締結した日、もしくは証券取引を完了した日を指します。

### 2. 中国国外において締結され国内で使用する課税証憑の取扱い

印紙税法では、今まで規定が不明確だった中国国外において締結され国内で使用する課税証憑に関する印紙税の納付義務が明確化されました。さらに、「印紙税の若干事項の政策執行要求に関する公告」(財政

部 稅務総局公告 2022 年 22 号、以下、22 号公告)では、中国国外において締結され国内で使用される課税証憑に関する具体的な要件が規定されており、該当する場合には、契約者双方が印紙税を納付する必要があります。

課税証憑の対象	要件	備考
1. 不動産	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該不動産が中国国内に存在する場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不動産の販売と賃貸を含みます。</li> </ul>
2. 持分	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該持分が中国居住者企業の持分である場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国非居住者企業間での中国居住者企業持分の譲渡契約は課税されます(従来は、中国国内に持ち込む際に課税されていました)。</li> </ul>
3. 動産(棚卸資産を含む)または商標専用権・著作権・特許権・専有技術使用権	<ul style="list-style-type: none"> <li>販売者または購入者のいずれかが中国国内に存在する場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国国外企業・個人が中国国内企業・個人に対し販売する完全に中国国外で使用されるものを除きます。</li> </ul>
4. サービス(役務)	<ul style="list-style-type: none"> <li>提供者または受領者のいずれかが中国国内に存在する場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国国外企業・個人が中国国内企業・個人に対し提供する完全に中国国外で発生するものを除きます。</li> </ul>

### 3. 中国国外企業の印紙税納付方法

上述のとおり、中国国外において締結され国内で使用する課税証憑が規定の要件に該当する場合には、当該課税証憑を締結した中国国外企業にも印紙税の納付義務が生じます。印紙税法および「印紙税法の実施など関係事項に関する公告」(国家税務総局公告 2022 年 14 号、以下、14 号公告)では、中国国外企業による印紙税の 2 つの納付方法が明確化されました。

1. 中国国内に代理人が存在する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国国内代理人を源泉徴収義務者とします。</li> <li>中国国外企業の中国国内代理人は、印紙税を源泉徴収しその所在地(居住地)の所轄税務局へ納付します。</li> </ul>
2. 中国国内に代理人が存在しない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国国外企業は、印紙税を自己申告納付します。</li> <li>中国国外企業は、資産の交付地、国内サービス提供者または受領者の所在地(居住地)、もしくは課税証憑の国内締結者の所在地(居住地)の所轄税務局へ申告納付します。不動産所有権譲渡の場合には、不動産所在地の所轄税務局へ申告納付します。</li> </ul>

### 4. その他留意事項

#### (1) 委託貸付契約の取扱い

22 号公告では、委託貸付契約の形式により締結される借入契約の納税者は、形式的な貸し手としての受託者である銀行および借り手であり、資金を提供する委託者は含まれないと規定されています。これは、委託貸付契約において、銀行は受託者として委託者との間に委託代理関係があるものの、委託代理契約は印紙税法上、定められている課税証憑に該当しないためです。

#### (2) 契約がない特定証憑の取扱い

22 号公告では、企業間にて締結される売買関係を確定し、売買双方の権利・義務を明確にする注文書や発注書などの文書について、売買契約を別途締結しない場合には、印紙税を納付する必要があると規定されています。つまり、課税証憑に対する直接の権利・義務関係を有する企業が印紙税の納税者であることから、課税証憑の形式によらず、実態が重視されました。

### (3) 電子署名契約の取扱い

「印紙税の若干政策に関する通知」(財税(2006)162号)に基づき、原則、電子形式により締結される各種課税証憑に対して印紙税が課されます。なお、印紙税法では、個人と電子商取引経営者との間に締結される電子注文書は印紙税の免税対象であると規定されています。電子商取引経営者の具体的範囲は、「中華人民共和国電子商取引法」に定義されています。

### (4) 金額が明記されない証憑の取扱い

14号公告では、課税契約または所有権譲渡文書に金額が明記されておらず、その後、実際に決済した時に金額が確定した場合、納税者は課税契約または所有権譲渡文書を締結した最初の納税申告期に課税契約または所有権譲渡文書の締結状況を申告し、実際に決済した後の翌納税申告期に実際の決済金額をもって印紙税を申告納付する必要があると規定されています。

### (5) 課税証憑の記載金額変更の取扱い

22号公告では、課税証憑に記載されている金額が実際の決済金額と一致せず、課税証憑の記載金額を変更しない場合には、記載金額を税額計算の根拠としますが、課税証憑の記載金額を変更する場合には、変更後の記載金額を税額計算の根拠とすることが規定されています。なお、印紙税納付済みの課税証憑については、変更後の記載金額が増加または減少したことによる印紙税の追納または還付(相殺)も規定されています。

## The takeaway

印紙税法の施行により納税義務が明確化されたため、中国国内企業および中国国外企業は、これを遵守し納税義務を果たす必要があります。今後、中国国外企業に対しても税務調査が行われる可能性があるため、日本企業は、中国現地法人と締結されている各種契約文書などを整理し、印紙税課税対象となるものの洗い出し作業などを実施したうえで、中国の印紙税に係る申告納税等に対応していく必要があります。なお、中国国外企業による印紙税の申告納付手続きおよび課税有無に関する一部重要な判断基準(例えば、完全に中国国外で使用・発生することの解釈)については、中国税務当局からさらなる指針や解釈が早期に公表されることが期待されます。

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2番 1号 Otemachi One タワー

Email: [jp\\_tax\\_pr-mbx@pwc.com](mailto:jp_tax_pr-mbx@pwc.com)

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー  
白崎 亨

シニア マネージャー  
丁 琦忠

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 155カ国に及ぶグローバルネットワークに 327,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。